赤ちゃんの聞こえの検査（新生児聴覚検査）について

1,000 人に 1～2 人は生まれつき耳の聞こえに障がいをもつといわれています。その場合には、早く発見して適切な支援を受けることにより、赤ちゃんのことばの発達を促し情緒や社会性を育てることができます。松前町では、生まれてきた赤ちゃんの健やかな成長を願って、新生児聴覚検査費用の一部を公費負担します。また、新生児聴覚検査を実施していない医療機関で出産された場合にも、他の医療機関で新生児聴覚検査を受けることができますので、ぜひこの受診票を使って新生児聴覚検査を受けることをお勧めします。

１　検査対象者

松前町に住所を有する妊婦が出産した生後 1 か月未満の児

２　検査方法

赤ちゃんが眠っている状態で小さい音を聴かせて、その時、耳や脳から出る反応波形を測定し、耳の聞こえが正常かどうかを自動的に判定する検査です。

自動聴性脳幹反応検査（自動ＡＢＲ）

音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査する方法。赤ちゃんが眠っている間に、短時間で安全に行える検査です。

３　検査時期

出産された医療機関では、生後 1 週間以内に行います。また、出産された医療機関以外で検査を実施する場合は、生後 1 か月未満で医療機関を受診してください。初回検査が要再検査の場合は、確認検査を行います。確認検査で要再検査の場合は、精密検査のため、専門の医療機関を紹介します。

４　検査費用の負担

検査費用の一部（初回検査 5,000 円、確認検査 5,000 円：令和５年度受診分）を公費で負担します。

※ 公費負担は一部であり、自己負担が生じます。

新生児聴覚検査の結果がパス（異常なし）でも、その後の成長過程で、聴覚に問題が生じることがあります。
日常生活の中で、お子さんの聞こえが気になる場合は、かかりつけの小児科や健診時に相談しましょう。

新生児聴覚検査を受ける前に（注意事項）

１　新生児聴覚検査受診票は、３枚複写になった受診票が１部（初回検査用、確認検査用）入っています。

２　県内の委託医療機関にて新生児聴覚検査を受けた場合、かかる費用の一部をこの受診票で公費負担します。ただし、県外の医療機関では使用できません。

（県外の医療機関で新生児聴覚検査を受ける予定の方は、15 ページをご覧ください。）

３　この受診票は、松前町から交付を受けた方以外は使用できません。

（町外へ転出された方は、転出先の市町村の担当窓口に受診票を持参してご相談ください。）

４　この受診票は、生後１か月未満まで有効です。

５　この受診票は、現金との引換えや未使用分の払い戻しはできません。

６　この検査結果は、３枚複写の３枚目の結果通知書により医療機関から松前町に通知し、その結果に基づき、保護者の方に連絡することがあります。

７　新生児聴覚検査の結果を基にしてお子さんの健やかな成長のための保健サービスを行います。

８　松前町個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な扱いを確保いたします。